

第5章 こまったときの相談と行動 授業のポイント

はじめに

この章では、生活や仕事でトラブルに遭遇したときに相談できる自治体窓口や民間の支援団体について学習します。第4章までにトラブルにあわないようリスク回避行動について学びましたが、それでも予期せぬ問題は起こりえます。そんなときは、一人で悩まずに適切な相談窓口にアクセスする行動をとることが大切です。授業をきっかけに、地域で利用できる相談窓口を調べておくと良いでしょう。

授業の構成と流れ

1) 導入

「話しましょう」の問い(Q1~2)をテーマに問いかけ、自由に発言してもらいます。第4章まで未習の学習者がいる場合は、現時点でどう考えるかをメモしておいて、学習後にその考えと行動が変わるかを振り返るポイントとします。

2) ケーススタディ「職場で妊娠や出産を理由とした退職勧奨を受けたとき/受けたと相談されたとき」

男女雇用機会均等法第9条により、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いが禁止されています。しかしながら、外国人労働者や日本語学校生の在留資格によっては生まれた子の在留資格「家族滞在」が取得できないために、会社や学校が「妊娠したら帰国」と思い込んでいることもあり、ケースの上司のような発言が聞かれます。「家族滞在」が取得できなくても、生まれた子に「特定活動」(上限6か月)が付与されるため、日本で出産し、生後しばらく日本で育児をすることも可能です。その後は国の家族に預けて仕事に復帰することもできるでしょう。また、「赤ちゃんを自分たちだけで世話するのは大変だから、帰国したほうがいいよ」といった、善意のアドバイスに対して、外国人労働者や日本語学校生が自分の本当の気持ちを言えず悩むこともあります。特に未婚で妊娠した場合やパートナーの協力が得られない場合、周囲の人やSNSにあふれる「妊娠したら帰国」ということばに追い詰められると、だれにも相談できず孤立出産してしまう、という最悪の事態に陥りかねません。大切なのは、どんなときも選択肢を示し、本人の意思を尊重することです。

3) タスク

学習者が暮らしている地域の各種相談窓口を調べ確認しておくことは、本人とまわりの大切な人の健康や安全を守る第一歩だと言えます。自分には関係ないと考える学習者にも、「もし、あなたの大切な友人がこまっていたらどこに相談したらいいでしょうか」などと問いかけてみて

ください。

4) 振り返りと今後に向けての問い

今日の授業でわからなかった点をみんなで共有し、調べて今後の学びにつなげます。

授業の進め方〈参考〉 90分×1回

| | | |
|-----|--|-----|
| 5分 | <p>話しましょう</p> <p>Q1. 会社のじょうしに、急に「会社をやめてほしい」と言われました。どうしたらいいですか。</p> <p>アルバイトでも、このような経験がある留学生はいるので、話したい人だけ発言してもらおう。※第3章「3. 働く人をまもる法律」参照。</p> <p>Q2. 妊娠しました。日本で子どもをうみたいです、SNSに「妊娠したら国へ帰らなければなりません」と書いてあります。本当ですか。このような話を聞いたことがあるか、どう思うか聞いてみる。</p> <p>発言が出ない場合は、もし、周りの人や友人から相談されたら、どう答えるか、わからない場合も「わからない」とメモするように促し、授業後の振り返りに活用する。</p> <p>第5章では、こまったときには相談できるところがあることを確認する。</p> | p57 |
| 15分 | <p>こまったときには</p> <p>第4章では、日本で働きながら子どもを育てたいと思っているアンナとトニーだったが、アンナの会社の上司に伝えると、上司は出産・育児のために帰国するのだらうと思込み、「もう働けませんね。」と言ってしまったケース。</p> <p>タスク1 (ペアまたはグループ)</p> <p>ペアやグループになって話し合う。第4章までを既習の場合は、意見の根拠となる箇所を示すよう促す。発言が出ない場合は、次のような Q&A で考えさせる。</p> <p>Q あなたなら、こまっているアンナさんにどのような声をかけますか？</p> <p>答えの例</p> <p>もう一度、会社の担当者に、「わたしは働きながら子どもを育てるつもりです。どのような手続きが必要ですか」と聞いたらどうですか。日本には、は</p> | p58 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 10分 | <p>たらく女性を守る法律がありますよ。</p> <p>〈参考〉</p> <p>前述したとおり、在留資格によっては生まれた子の「家族滞在」が認められないため、妊娠が制限されていたり、不利益取り扱いを受けたりする事例が報告されている。</p> <p>外国人労働者も労働基準法、男女雇用機会均等法、母子保健法等で保護される対象であるから、雇用者は妊娠の報告をした労働者本人の意思をよく聞き、出産までのスケジュールを確認して、業務内容を軽作業に切り替えるなど配慮をしなければならない。</p> <p>仕事をやめさせられそうになったら</p> <p>「妊娠に限らず、自分の意思に反してやめさせられそうになったら、どうしますか?」と学習者に問いかける。</p> <p>アルバイトをしている留学生の場合、「あきらめて次の仕事を探す」という人がいるが、第3章の「労働条件通知書」の契約期間などの項目を確認させる。</p> <p>〈参考〉</p> <p>就労の在留資格で働いている人が退職すると、現在の在留資格を喪失したり、転職できても資格の変更が必要になるなど注意点多く、外国人労働者にとっての負担が大きい。(第3章「在留資格」参照)</p> <p>やめたくないのであれば、「わかりました」と言ったり、書類にサインしたりせずに、解雇理由を確認し、相談窓口へすぐに相談に行くことをすすめる。退職願などの日本語がわからないままサインしてしまう事例が報告されているため注意が必要である。</p> | p58 |
| 50分 | <p>2 相談できるところ</p> <p>タスク2(各自)</p> <p>インターネットで、居住地の相談窓口の電話番号と住所を調べて書いておく。</p> <p>活動例①</p> <p>テキストの(1)～(3)の相談窓口を学習者に一つずつ割り当てて、調べた項目を板書などで発表し、ほかの学習者と共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談できること ・場所や電話番号 ・対応できる日時 <p>(2)の労働局関係は、言語によって窓口の利用曜日・時間が異なるの</p> | p59 |

で、クラス内で言語ごとに分けても良い。

ほかの学習者にうまく伝わっていないと思われる場合は、教師が次ページの(1)～(4)を参考に、それぞれどんな相談ができる窓口か補足説明する。

活動例②

時間があるときに実際に窓口を訪問してみると、いろいろな情報を提供してもらえるし、窓口の雰囲気がわかって気軽に相談できるようになる。多言語対応している場合も、使用言語通訳者につながるまでの日本語の簡単なやりとりを練習しておくが良い。

「そうなんです」「〇〇語でできますか」「いつ、そうなんですか」

テキストp59～61(1)～(4)の窓口に関する補足情報

(1) 生活、仕事、子ども、ビザなどの相談

近年、自治体によってはワンストップ相談センターが設置されているところもある。どこに相談したらいいかわからない場合は、『外国人総合支援センター』などに尋ね、担当窓口へつなげてもらう。

(2) 労働条件、給料をはらってくれない、クビになった、ハラスメントなどの相談

厚労省のサイトから「相談機関のご紹介」外国人労働者向けページを見る。

各種言語に対応しているので、まず、自分の使用言語があるか確認する。電話で相談できる窓口と、居住地の労働局・労働基準監督署など訪問して相談できる窓口があるので、電話番号や利用可能な時間帯などを記入しておく。

(3) 妊娠、子どもをうむ、育てるなどの相談

自治体の保健所内の母子保健系の場所と電話番号を書いておく。

予定外の妊娠などでこまっているときに相談できる窓口は、自治体の「産前産後母子支援センター」や、匿名や多言語対応している支援団体があるので、一つ調べて書いておくことをすすめる。

地域の産婦人科病院についても、場所と電話番号を調べて書いておくが良い。

ここで紹介している「日本での妊娠」についての動画(ネパール語・中国語・インドネシア語・ベトナム語)では、出身国と異なる注意点についても

| | | |
|-----------|--|--|
| <p>5分</p> | <p>触れているのでぜひ学習者にも見ていただきたい。 また、予定外の妊娠をしてだれにも相談できない女性(母)と生まれた子どもの命を守る選択肢の一つとして、自分で育てられないときの特別養子縁組の支援団体である、日本国際社会事業団 (ISSJ) の紹介もしていただきたい。</p> <p>(4) セクハラ、レイプ、DV などの相談 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンター」は日本語対応。 「DV 相談+」は多言語対応。</p> | |
| <p>5分</p> | <p>導入の Q1. と Q2. を再度、問いかける。 こまったときに、SNS にあふれるうわさを信じないで、専門家がいる相談窓口で聞いてみることを、相談は匿名でも LINE やメールでもできることを確認する。</p> | |
| <p>5分</p> | <p>まとめ わからなかったことを聞いて、板書する。学習者にメモをさせて、調べ学習を宿題としても良い。</p> | |